平成28年 第6回(定例)日 南 町 議 会 会 議 録(第3日) 平成28年9月9日(金曜日)

					 義事 E	3程	(第	3号)									
日日日日日日日日に日程程程程程程程程程程程程程程程程程程程2日程2日程で発第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第	議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議	9号 0号 1号 5号 4号 5号	平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平	艾27至 艾27至 艾27至 艾27至 艾27至 艾27至 艾27至		日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	町町町町町町町町町町町町町町豊かの	般民易業護護期の	<b>康</b> (保事 は事 は は は は は は に 者 は に 者 に る る に る に る に る に る に る に る に る に る る る る る る る る る る る る る	算険業水別ス医ネ認特特事会事療ル	はおいます。これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、	これは特別の記述を表現の記述を表現の記述を表現の記述を表現の記述を表現の記述を表現の記述を表現の記述を表現の記述を表現の記述を表現の記述を表現の記述を表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表	い決決会認会計電で算算計定計決事	認認決こ決算業定定算の算認特	こつに認定に記定に	いて いてつ こついて	
日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議	8号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号	平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平	大27年	本	の日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	議町町町町町町町町町町町町町間農介介後再	付般民易業護護期生し会健水集保サ高可能が	ニー 事決保事排特ビ者エ	件算険業水別ス医ネージを開発を	定分がまた。	つ計計別算別会発	い 決 決 決 宗 記 記 計 記 計 表 計 電	認決に決算業定に記します。	このに、忍定に、忍定に、このに、このことに、このこに、このこ	いて こつし こつし こいて	いて
日程第9	議案第8	6号 ———	平原	艾27年	F度	3 南田 ————	町病	院事 ———	(会)	計決	算記	烈定(	こつ	ハて		_	
	1 4 6 8 番番 10 12	足古大近久村	羽都西藤代上	勝仁安正	出覚人保志敏広		<b>]</b> (1	11名)	2: 5: 7: 9: 11:	番番番番番	惠山坪荒福	上 奈本 倉木田	礼芳勝	子君 幸君 禄君	# # # # # # #		
	欠席議員(なし)																
				2	ヤ	員	(1:	名)									
局長			岩	事務	多局と 昭	出席耶 男家	戦員! 君	職氏名 書言	了 了 -					井	Ш	_ 夏 _	実君
町教企住農建保地長育画民林設育人民 長課課課園創 長長長長長十二	門監一		増丸木久青財田山	脱原山下城葉原辺中	かた 順隆誠 陽慎	がには、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般で	君君君君君君君君	教育 病院 福祉	「長 い い い い い い に い に い に い に い に い に い に	長 長 務 健 課	  3長	<u> </u>		中高安古梅花中	村見達井林倉曽	英正才 千幸森	明司智聡恵江政君君君君君君君君

午前9時00分開議 〇議長(村上 正広君) おはようございます。

ただいまの出席は11名であります。定足数に達していますので、第6回日南町議会定 例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

から 議案第86号 議案第78号 日程第9

〇議長(村上 正広君)タブレットの議案ファイルをお開きください。56ページから。 日程第1、議案第78号、平成27年度日南町一般会計決算認定について、日程第2、 議案第79号、平成27年度日南町国民健康保険特別会計決算認定について、日程第3、 議案第80号、平成27年度日南町簡易水道事業特別会計決算認定について、日程第4、 議案第81号、平成27年度日南町農業集落排水事業特別会計決算認定について、 5、議案第82号、平成27年度日南町介護保険特別会計決算認定について、日程第6、 議案第83号、平成27年度日南町介護サービス事業特別会計決算認定について、日程第 7、議案第84号、平成27年度日南町後期高齢者医療特別会計決算認定について、日程 第8、議案第85号、平成27年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計決算認定について、日程第9、議案第86号、平成27年度日南町病院事業会計決算認定につい て、以上、平成27年度決算認定の9議案を一括議題とし、前回の議事を継続いたしま

す。 提案説明まで終了しておりますので、これから各議案に対する質疑を許します。 提案説明まで終了の日 平成の7年度日南町一般会計決算認定に対する質疑を許し まず、議案第78号、平成27年度日南町一般会計決算認定に対する質疑を許します。 7番、坪倉勝幸議員。

〇議員 (7番 坪倉 勝幸君) 予算全体にかかわることなんですけども、25年度の剰余金、いわゆる剰余金、実質収支差額ですけども、これ6億600万円余りあるわけですけ これの2分の1以上を翌々年度、27年度までに基金に積み立てるという、積み立て るか地方債の繰り上げ償還に使うっていう地方財政法の規定があるわけですけども、お金 に色がついてないし、よくわからんのですけども、25年度剰余金6億600万につい 2年間のうちに基金に積み立てられた額は幾らでありましょうか。

〇議長(村上 正広君)高見総務課長。

〇総務課長(高見 正司君)この剰余金と積立金の状況につきましては、地方自治法第 233条の2及び地方財政法第7条第1項に規定されております。それに基づいて、25 年度の決算6億8,100万余のうち、繰越明許を引いた実質収支が6億686万 3,000円ございます。ですから、これを2分の1下らない額といいますと3億343 万2,000円という額になります。これにつきましては、財政調整基金に1億円、公共 施設基金に1億8,743万2,000円、素牛基金に350万、簡水の積み立てのため の繰り出しに6,761万6,000円、そして利子が1,662万6,000円で積立額が3億7,517万4,000ということで、いわゆる2分の1を下らない額と比べて7,174万2,000円を積み立てておりますので、御指摘の金額については法に基づいた積み立てをさせていただいております。以上です。(「27年度は」と呼ぶ者あり)

27年度につきましては、26年度の実質収支が1億7,731万3,000円ござい ます。そのうち、2分の1を下らない額が8,865万7,000円という数字になっておりますので、国際交流基金に420万、こどもゆめ基金に350万、素牛に280万、 ブロイラーのほうで64万円、簡水と農集の繰り出しにそれぞれ3, 750万という繰り 出しをして、それと利子が924万4,000円で、積み立て合計が9,

4,000円積み立てております。したがいまして、2分の1を下らない額と比べて672万7,000円という金額を積んでおります。議員御指摘のとおり、翌々年度までということがありますけども、なるべくその当該、翌年度のうちには積み立てを完了する ように努めております。以上です。

正広君)7番、坪倉勝幸議員。 〇議長(村上

坪倉 勝幸君) わかりましたが、先ほどの説明は、25年度分については 〇議員(7番 26年度に積み立て処理をしたということの。27年度の増減にあるのは26年度分だということで。(「そうです」と呼ぶ者あり)そういう理解でええですね。はい。 〇議長(村上 正広君)10番、久代安敏議員。

正広君) 10番、久代安敏議員。 久代 安敏君) きのうの監査委員の意見の中にもあった、報告にありまし たけども、この一連の収入未済で、私が、監査委員があえて触れられなかったこの住宅新 築資金の貸付金ですね、金額は町税が一番多いわけだけども、それに次いでこの住宅新築 資金、これまでは特別会計として管理されていたわけだけども、特別会計がなくなって、

あと回収のみだということの中で、前年比10数万しか回収されてない状況です。今の債務者の実態はどうなのかということも含めて、例えば自己破産しなければならないような 状況の方はいられないのかとか、実際に遅々として回収が進んでいないわけですが、この 状況について説明を求めたいと思います。

〇議長(村上 正広君)高見総務課長。

〇総務課長(高見 正司君)回収できてない金額の大半は、もう日南町に住んでらっしゃ 〇総務課長(高見 正可名) 回収できてない金額の人手は、もう日常可に任んでらっしゃらない方であるとか、そういう方が多いです。それについては、一応、未収金取り組み会議のほうでもいろいろ理論的なことも含めて検討はしておりますが、なかなかその使用料ということで、債権放棄ということの手続については、まだいろいろ整備が必要かとは思います。ですから、そういう方々について連絡がとれてないというのが何人かいらっしゃいます。ただ、一方では毎月少しずつ返していることである。または、こので開てまる。または、このでは、これによっている。または、これによっている。または、これによっている。または、これによっている。または、これによっている。または、これによっている。または、これによっている。または、これによっている。または、これによっている。または、これによっている。または、これによっている。または、これによっている。または、これによっている。または、これによっている。または、これによっている。これになる。これになる。これになる。これになる。これになる。これになる。これになる。これになる。これになる。これになる。これになる。これになる。これになる。これにな この2年間でもう完済という方が数名いらっしゃいます。ですから、粛々としっかり てらっしゃる方は実際おられますけども、もう完済が終わってあと少しずつという方 が残ってらっしゃいます。ですから、金額的には全体として減ってはおりますけども、その減りようは少ないということになっておりますので、その連絡がとれない方については、またそれも含めて、また総務課のほうの聞き取りのところでも説明は必要かとは思い ますけども、実態としてはなかなか連絡がとれなくて回収ができないという方もいらっし ゃいます。

正広君) 10番、久代安敏議員。 〇議長(村上

安敏君)ほかの町税の収入未済、いわゆる滞納繰り越し分の中で 〇議員(10番 久代 も、今課長が答弁されたように既に町外に出られている方、あるいは病院の未収金、住宅 の未収金でもそういう方がたくさんいられるわけですよね、これまでの説明によると。本 当に連絡がしっかりとれるのか、そしてきちっと徴収できるのか、そういうことも含め て、要するに町内におられる方はやっぱり対面で直接お話しして徴収、何回か分割してで もお金払っていただくということができると思うんです。もちろん連帯保証人もいるわけ ですから。その町外に出られた方に関しては、連絡がとれないという方はもう本当どうし ようもない状況だと思うし、そのあたりの対策をこの住宅新築資金だけでなくて、 に町外に住んでおられる人をどうするのかという対策チームをやっぱりつくって進めるべきだと。まずはお会いして話をしていくという対策を講じるべきだというふうに思います が、どうでしょうか。 〇議長(村上 正広君)中村副町長。

〇副町長(中村 英明君)議員の御指摘のとおりの実態はそのとおりだと思いますし、 査委員さんの報告にも町外の皆さんの滞納がふえてるっていう状況は御指摘いただきまし たし、実際そうだというふうに理解はしとるところでありますけれども、なかなか現状と しては進んでないというところはあるかなというふうに思っておりますので、チームとし て一昨年、3年前ぐらいからですか、その対策について税も使用料等も含めて対策等を進めているところでありますけれども、どういいましょうか、なかなか現実的にはある程度のところはきちんとやってるんですけど、ある程度といいますか、いわゆる滞納が発生したときの後の手続的なところにつきましては、いわゆる、こちらとしても事務上はきちゃく とやってるところでありますけれども、それ以後について何回かお願いするけれども実際 には未納となっている現状がたくさんふえてきてるっていう状況であります。ですから、 議員のおっしゃられるように、その次の形についてのやり方をきちんと整理して、管理的 なとこ、マニュアルも今はつくっておりますので、その辺を実行に移すという段階と、あわせて、全職員も含めてその滞納に対する対応の仕方の周知徹底も今後図っていきたいというふうに思っております。 特に取りの時も1にのませ、では、かりかります。

特に町外の皆さんにつきましては、なかなか遠方というところもありますので、事務的 には書類の送付なりという形で今は整理しておりますけど、現実的には収納という形には 至ってないケースが多くあるっていうことは事実ですけれども、今後も引き続き、そうい った対策も含めて有効な形をとっていきたいというふうに思ってますし、また、あわせて 不納欠損等の、それについては年限的なことだとか、条件が整った段階でまた整理をして いかないといけないのかなというふうには、今感じているところであります。以上です。

- 〇議長(村上 正広君)いいですかいね。
- 〇議員(10番 安敏君)まあ、はい、よろしい。 久代
- 〇議長(村上 正広君)以上で議案第70……。
- 〇議員(10番 久代 安敏君)ちょっと、一般会計全般でしょ。
- 〇議長(村上) 正広君)全般です。

10番、久代安敏議員。

〇議員(10番 久代 安敏君)ちょっと順番があれですけども、教育委員会のことでお聞きします。以前一般質問して、町長は学校給食費については民法上のことを理由に出さな いということを言われましたが、実際に27年度決算で食材費部分、学校給食会が管理し ている食材費部分の金額と、それから現に全国でも64自治体が全額ないしは半額、ある 

〇議長(村上 正広君)丸山教育長。

〇教育長(丸山 悟君)食材費等の金額については、済みません、現在持って上がって

きておりませんので、委員会のときにお答えさせていただきたいと思います。

それと、その料金等につきましては、やはり日南町としては現在のところは全額町が負担するということは考えておりません。いろいろな考え方も示しとるところでありますけ ども、この給食委員会等で運用していただいておりますけども、その中でも自分たちの食費については自分たちで払っていくという合意のもとに現在進めておりますので、先ほど委員さんがおっしゃったようなところで町長と同じ考え方を持ってやっとるところであり ますのでよろしくお願いいたします。

〇議長(村上 正広君)以上で、議案第78号に対する質疑を終わります。

議案第79号、平成27年度日南町国民健康保険特別会計決算認定に対する質疑を許し ます。

〔質疑なし〕

〇議長(村上 正広君)議案第79号に対する質疑を終わります。 議案第80号、平成27年度日南町簡易水道事業特別会計決算認定に対する質疑を許し ます。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(村上 正広君)議案第80号に対する質疑を終わります。 議案第81号、平成27年度日南町農業集落排水事業特別会計決算認定に対する質疑を 許します。

[「なし」と呼ぶ者あり] 〇議長(村上 正広君)議案第81号に対する質疑を終わります。 議案第82号、平成27年度日南町介護保険特別会計決算認定に対する質疑を許しま

10番、久代安敏議員。

〇議員(10番 久代 安敏君)昨年、27年度から新たに介護保険制度が大幅に改正され て、特に要支援1、2の人が介護保険から外して自治体の業務になるという大きな変更点、それと要介護3以上でなければ施設入所できないという、特養に入れないという大きな制度改正がありました。鳥取県で初めて27年度から日南町がいわば先行的にやられたわけだけども、実際決算書を見ると、想定していた、介護報酬そのものが下がったという、それによる給付費の絶対額が減少するということはあったにせよ、新たな介護保険制 度の変更で、やっぱり計画どおりの事業が達成できなかったというふうに私は見てるんで すが、担当課長から、先日も質問しましたが、ずっとこう減額補正されてきた経過もある わけだし、そのことについて、やっぱりもう既に28年度、そして最終年度の29年度に は全自治体が取り組まなければいけないという介護保険制度になってるわけですよ、来年 度からは。それについて、どのように考えていられるのかお聞きします。

〇議長(村上 正広君)梅林福祉保健課長。

〇福祉保健課長(梅林 千恵君)新しく平成27年度から、新しい総合事業に取り組みを いたしました。それで、制度的に幾つかの制度改正がありまして、たくさんの制度改正が あったわけですけど、大きなものとしましては要支援1、2の方の訪問介護、通所介護に あったわけですけど、人でなものとしましては安文版 - 、との力の別国力限、週間力限に つきまして、ヘルパー訪問と、それからデイサービスですけども、それにつきましては新 しい総合事業のほうの地域支援事業の中の通所型サービス、それから訪問型サービスのほ うに移行いたしました。これについては、今まで介護予防サービスのほうで利用していた だいた方につきましては現行相当サービスという枠がございまして、今までと変わらない 状況で移行をしていただきました。ただ、財源が変更となっただけです。財源の内訳につ きましても変わりございませんでしたので、御利用いただいていた方は変わりなく利用を していただけるように移行をいたしました。

それから、新たに要介護認定を受けなくても簡易なチェックリストによって該当する方は事業対象者という名称で訪問型サービス、通所型サービスを利用いただけるようになり ました。これは1カ月近く認定を待たなくてもサービスが利用できるという点で、より使 いやすくなったのではないかと考えております。

それから、利用者数については大きな変化はありませんでした。

給付費につきましては、介護報酬の改定がありましたので、マイナス改定でしたので給付費自体は減少いたしましたが、利用者さんには大きな、何といいますか、使いにくかっ

たということはなかったと思っております。 また、総合事業に移行したことによりまして、要支援の方の通所介護、訪問介護は月額 制となっておりました。何回利用しても月幾らという単位でしたが、それが利用に応じて 1回ずつの利用料となりましたので、利用者の方々にとってはより実態に近い利用負担に なったと考えております。

また、施設入所につきましては、特別養護老人ホームにつきましては今まで要介護1以 上の方が利用可能でしたが、要介護3以上でないと利用できないということに変更となり ました。実際には待機の方がいらっしゃいまして、その中でいろんな条件を加味して入所順位を決定していきますので、軽度の方は待っておられる時間が長かったわけですけれど も、このたび該当とならない方につきましては、施設のほうから連絡をされて取り下げられたといいますか、制度上の待機者とはならなくなりました。でも、実際上の運用につい ては、今までと大きな変化はなく経過していると考えております。以上です。

正広君) 7番、坪倉勝幸議員。 〇議長(村上

〇議員(7番 坪倉 勝幸君)先ほどの一般会計の質疑と同じなんですけども、地方財政 法第7条の規定は特別会計にも準用、該当するものだと理解をしておりますけども、26 年度で3,525万、25年度では2,388万ほどですけども剰余金が出ております。 これの第7条の規定による積み立てについて、どういう状況なのかということを説明をい ただきたいと思います。この第7条の規定、現実問題として余り意味がないのかなと私個人的には思ってますけども、会計単年度主義の考え方に基づいてこういう規定がされてお るということだろうと思います。そういう法の規定の中で、どのようにされてるのか伺い たいと思います。

〇議長(村上 正広君)誰ですか。ちょっとしばらくお待ちください。 高見総務課長。

〇総務課長(高見 正司君)ちょっと手元にあるのが26年度のいわゆる決算附属資料で すけども、その一番最後に積立金の状況が載っております。それに基づくと、年度末の経 過は、ちょっと手元にないんですけど、減っておるということで、いわゆる取り崩しはしておりますけども、ちょっと積み立ての状況がちょっとここの資料ではわかりませんけど も、もしかすると積めてないかもしれません。

その前には、24年度におきましては1億円の積み立てのための繰り出しをしておりま すので、それは基金に積んでおりますが、いわゆる議員のおっしゃる法に基づいた積み立てという認識のもとの積み立ていうのは、確認してみないとわかりません。

〇議長(村上 正広君)それは後の特別委員会で報告をいただけますか。

高見総務課長。

- 正司君)法の適用が特別会計にも及ぶかどうか、そして積み立てたそ 〇総務課長(高見 の経過も含めて、またそれは、そうですね、総会のときでも回答させてください。ちょっ と時間をいただきたいと思います。
- 正広君) 10番、久代安敏議員。 久代 安敏君)次、次の人です。 〇議長(村上
- 〇議員(10番
- 福田 稔君)飛ばいて、次。 〇議員(11番
- 〇議長(村上 正広君)ほかにありませんね。

以上で、議案第82号に対する質疑を終わります。

議案第83号、平成27年度日南町介護サービス事業特別会計決算認定に対する質疑を 許します。

10番、久代安敏議員。

〇議員(10番 久代 安敏君)決算書によりますと、日南福祉会の負担予定額を、27年度の負担予定額を2,795万3,885円を猶予されたと。それで、財政上猶予された ことに伴う、この求めていた利用料負担を、どのように最終的に意思表示されたかという ことをまず説明していただきたいし、それと日南福祉会も、いただいた決算書によると、 同額を日南町に対する未払い金として決算書に計上されております。この点について、次

年度に繰り越すということだけども、今の27年度のこの事業報告書をざっと見ると、やはりショートステイだけじゃなくて、グループホームとかおおくさ荘とか、現に入所を断 進めていくのか非常に大事な問題だし、これからの、今の介護保険制度の状況も見ていると、非常に厳しい利用者の負担とか、非常に厳しい状況が来る。ますます何か不安に思う ろもあるわけですが、どうでしょうか。 長(村上 正広君)増原町長。

〇議長(村上

聡君)福祉会とはいろいろ話をしておりますけども、決算上でいいます 〇町長(増原 と、日南町が今回猶予した関係で福祉会の決算ではたしか600万ぐらいの、いわゆる剰 余金が、利益が出ておるということで、多分それは課税対象になるというふうに思ってお ります。その辺については、本来的にはもうちょっと早く説明していただくと、その分を 例えば日南町に納入していただいて税金というふうなものをプラス・マイナス・ゼロにするというのが一番よかったなあという話をちょっと後から言ったわけですけども、いわゆ る公認会計士さん等の判断にもいろいろよるわけでして、当初想定してなかったというふ うな想定でありますので、ことしは仕方がないというふうに思っておりますけども、次年度からはそういうふうに考えたいというふうに思っております。

それともう1点、やはりこれから、今一番、福祉会の中でも御承知のように会計制度が 変わって非常に難解な会計決算が必要になってきておりますので、それらとの整合性も図

っていく必要があるというふうに思っております。 それと、今、介護報酬がまた引き下げられるというふうに聞いております。介護報酬が引き下げられますと、今でさえ非常に厳しいのに、また厳しくなるというふうに思っておりますし、それにまた反して福祉のスタッフが不足ということで、福祉会の話をして初任 終去の場というに対けなるというようなはです。 給を役場より高い初任給にしようということで新卒の方も採用しているわけですけども、 最終的にはやはり経営は厳しくなるというふうに思っとりますけども、その辺はまた弾力 的に考えていかないといけないというふうに思っております。ただ、どんどんどんどん累積がふえてくるというふうなことになると、福祉会の中でのやはり弾力性というのは失われてきますので、また議会とも相談をしながら、時によってはその辺のところの弾力性を持たせるための方法、例えば債権放棄というふうなことも、時によっては必要かなというふうなことを思っておりますけども、どちらにしても、やはり親方日の丸ではないわけでありますので、しっかりとした経営をやっていただくとうに常に連絡をとっていませいと ありますので、しっかりとした経営をやっていただくように常に連絡をとっていきたいと いうふうに思っております。

〇議長(村上 正広君)10番、久代安敏議員。

〇議員(10番 久代 安敏君)あかねの郷だけではないわけです、ちょっと確認しておきたいと思いますが、かすみ荘もおおくさ荘も、あさひの郷、特にこれ金額が大きいわけですよね、過疎債部分が。あさひの郷は半ユニット、1ユニット入居されてないわけでし その部分も試算の根拠になっているというのはやっぱり、そこをちょっと説明してく ださい、じゃあ。

(村上 正広君)増原町長。 〇議長

聡君)あさひの郷はなっておりません。なっておりますのはあかねの郷 〇町長(増原 とそのほか、今のおおくさ荘等の特浴のベッド等を購入したもの等の、いわゆる備品購入 の中の過疎債を適用したものが一部入っておりますけど、根本的には大まかなものはあか ねの郷が全体的なものであります。あさひの郷等は入っておりません。

〇議長(村上 正広君)10番、久代安敏議員。

〇議員(10番 久代 安敏君) 決算書のこの説明資料の216ページに、この負担の根拠 が書いてありますよ、あかねの郷2、400万、かすみ荘8万6、000円、おおくさ荘 36万2,000円、あさひの郷256万4,000、ちゃんとそれぞれに記載額に応じ た約3分の1部分の利用料を求めている根拠、この表はじゃあ間違いだってことですか。 説明してください。 〇議長(村上 正原

正広君)中村副町長。

〇副町長(中村 英明君)大変申しわけありません、おっしゃられるように、あさひの郷 の償還も含んでおります。大変申しわけありませんでした。御案内のように、かすみ荘、 おおくさ荘につきましては、どういいましょうか、特浴の新規購入した関係による内容の ものであります。以上です。あさひの郷につきましては入っておりますので、訂正をさせ

て、おわびしたいと思います。

〇議長(村上 正広君)よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)

以上で、議案第83号に対する質疑を終わります。

議案第84号、平成27年度日南町後期高齢者医療特別会計決算認定に対する質疑を許 します。

〔質疑なし〕

〇議長(村上 正広君)議案第84号に対する質疑を終わります。

議案第85号、平成27年度日南町再生可能エネルギー発電所事業特別会計決算認定に 対する質疑を許します。

〔質疑なし〕 〇議長(村上 正広君)議案第85号に対する質疑を終わります。 議案第86号、平成27年度日南町病院事業会計決算認定に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(村上 正広君)議案第86号に対する質疑を終わります。

以上で、議案第78号から議案第86号までの一般会計、特別会計、病院事業会計の質 疑は終わりましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

正広君)以上で、日程第1、議案第78号から日程第9、議案第86号ま での決算認定9議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま上程されています9件の決算認定議案は、その行政効果等 について専門的に調査、審議し、財政計画等を検討して本町の将来施策の参考にいたした いと考えます。つきましては、日南町議会委員会条例第5条の規定により、決算審査特別 委員会を設置して、これに付託することにしたいと思いますが、これに御異議ありません か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

正広君)御異議なしと認めます。よって、決算認定の各議案につきまして 〇議長(村上

は、決算審査特別委員会を設置して、これに付託することに決定をいたしました。 決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、日南町議会委員会条例第6条第2項の規定により、議長が指名することになっており、委員会は議員全員で構成したいと思います。ついては、委員会条例第7条の規定により委員会を開催され、委員長、副委員長を互選していただきますようにお取り計らいお願いいたします。また、9月30日の最終本会議には表見見報告がなされるようにお取り計らいおします。また、9月30日の最終本会議には表見見報告がなされるようにお願いないたします。 会議には委員長報告がなされるようにお願いをいたします。

正広君)以上で、本日の日程は全て終了いたしました。 〇議長(村上 本日はこれで散会にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(村上 正広君)御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって会議を閉 じ、散会とすることに決定をいたしました。 つきましては、9月12日の本会議は別に通知をいたしませんので、定刻までに御参集 〇議長(村上

いただきますようお願いいたします。本日はこれをもって散会をいたします。お疲れさまでした。

午前9時36分散会